

不利益処分についての審査請求に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年12月17日

佐賀県人事委員会委員長 伊 藤 正

佐賀県人事委員会規則第28号

不利益処分についての審査請求に関する規則の一部を改正する規則

不利益処分についての審査請求に関する規則（昭和38年佐賀県人事委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

| 改正前 | 改正後 |
|---|--|
| <p>(費用の負担)</p> <p>第20条 審査及び再審の費用は、次の各号に掲げるものを除き、それぞれ当事者の負担とする。</p> <p>(1) 人事委員会が職権で喚問した証人の<u>宿泊料、旅費及び日当</u></p> <p>(2)・(3) 略</p> | <p>(費用の負担)</p> <p>第20条 審査及び再審の費用は、次の各号に掲げるものを除き、それぞれ当事者の負担とする。</p> <p>(1) 人事委員会が職権で喚問した証人の旅費</p> <p>(2)・(3) 略</p> |

附 則

この規則は、令和4年1月1日から施行する。